【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第五十条　削除

（改正前）

第五十条　前条の規定により有価証券の売買その他の取引について信用を供与する者は、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて定めるところにより、信用供与に関する報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　前項の規定により報告書を提出しなければならない者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大蔵大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

②　前項の規定により報告書を提出しなければならない者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大蔵大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（改正前）

②　前項の規定により報告書を提出しなければならない者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大蔵大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第五十条　前条の規定により有価証券の売買その他の取引について信用を供与する者は、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて定めるところにより、信用供与に関する報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　前項の規定により報告書を提出しなければならない者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大蔵大臣は、同項の規定による報告書に記載すべき事項について必要な資料を得るため、必要な報告を徴し、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。